

公 告

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業区域の保留地を公開抽せんにより処分するので小牧市土地区画整理事業施行規則（昭和56年小牧市規則第38号）第2条の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年8月1日

尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 南 土 地 区 画 整 理 事 業
施 行 者 小 牧 市
代 表 者 小 牧 市 長 山 下 史 守 朗

記

抽せんに付する保留地の所在、地積及び処分価格

保留地の所在	地積	処分価格
71-1街区2画地	128.25㎡	10,234,350円

申 込 み 受 付 日 令和7年8月12日（火）から
令和7年8月26日（火）まで

受 付 時 間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
（日曜日は午前10時から午後3時まで受付しますが、
事前予約が必要となります。）

受 付 場 所 小 牧 市 堀 の 内 三 丁 目 1 番 地
小 牧 市 役 所 東 庁 舎 2 階 区 画 整 理 課

抽 せ ん の 日 時 令和7年8月27日（水）
午前10時30分より

抽 せ ん 場 所 小 牧 市 堀 の 内 三 丁 目 1 番 地
小 牧 市 役 所 東 庁 舎 2 階 会 議 室 2 - 2

抽せん参加者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽せんに参加することができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員

抽せんの方法

1. 施行者の指定する方法により行う。
2. 抽せんにより当せん者及び補欠者3名を決定するものとする。